

○金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則(平成十一年総理府・大蔵省令第三十一号)

改正案	現 行
<p>別紙様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第2面)</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 「氏名」は、外国人の場合において、外国人登録証明書に記載された通称名があるときは、括弧書きで併記することができる。<u>また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「商号又は名称」又は「氏名」欄に括弧書きで併記することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">(第3面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「5. 令第5条に規定する金銭の貸付けに係る審査の業務に従事している者の氏名」は、少なくとも2名以上の者について記載すること。<u>また、婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に括弧書きで併記することができる。</u></p> <p>2. (略)</p>	<p>別紙様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: right;">(第2面)</p> <p>(表略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 「氏名」は、外国人の場合において、外国人登録証明書に記載された通称名があるときは、括弧書きで併記することができる。</p> <p style="text-align: right;">(第3面)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「5. 令第5条に規定する金銭の貸付けに係る審査の業務に従事している者の氏名」は、少なくとも2名以上の者について記載すること。</p> <p>2. (略)</p>